

東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

平成23年 7 月29日

東日本大震災復興対策本部

4 あらゆる力を合わせた復興支援

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災地域のそれぞれの個性に着目して、地域の資源を活かした地域・コミュニティ主体の復興を基本とするとともに、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連携の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠である。

国は、平時とは異なる復興の局面に際して、既存の行政制度等の弊害を取り除き、被災した地方公共団体による取組みを、総力を挙げて支援するとともに、被災しなかった地方公共団体、民間の力も十分に活用し、活力ある日本の再生を目指した抜本的な対策を講じていくこととする。

<中 略>

(2) 民間の力による復興

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。

具体的には、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携（PPP）、PFIや土地信託手法による復興の促進、就学支援事業等に対する民間や個人からの自発的な資金援助の積極的活用等を図る。また、まちづくりプランナー等の専門家を効果的に活用するとともに、NPOやボランティア、さらには地域コミュニティを支えてきた消防団や民生委員などの「新しい公共」による復興のための活動を促進する。

5 復興施策

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

⑤今後の災害への備え

(vi) 今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、警察、消防、海上保安庁、自衛隊や「共助」を担う主体である消防団などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援（メンタルケアや託児支援を含む）を含む災害対処能力を向上させるとともに、防災に専門的知見を有する退職自衛官等の国のスタッフの活用等を通じた地方公共団体との連携の強化、火災・危険物事故・トリアージ（緊急度判定）等に関する調査・研究及び除染や情報収集等の関連研究・技術開発を実施する。

また、警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の連携の強化を図る。さらに、災害応急対策を実施する際に必要となる機能を有した船舶等のあり方等について調査を行う。